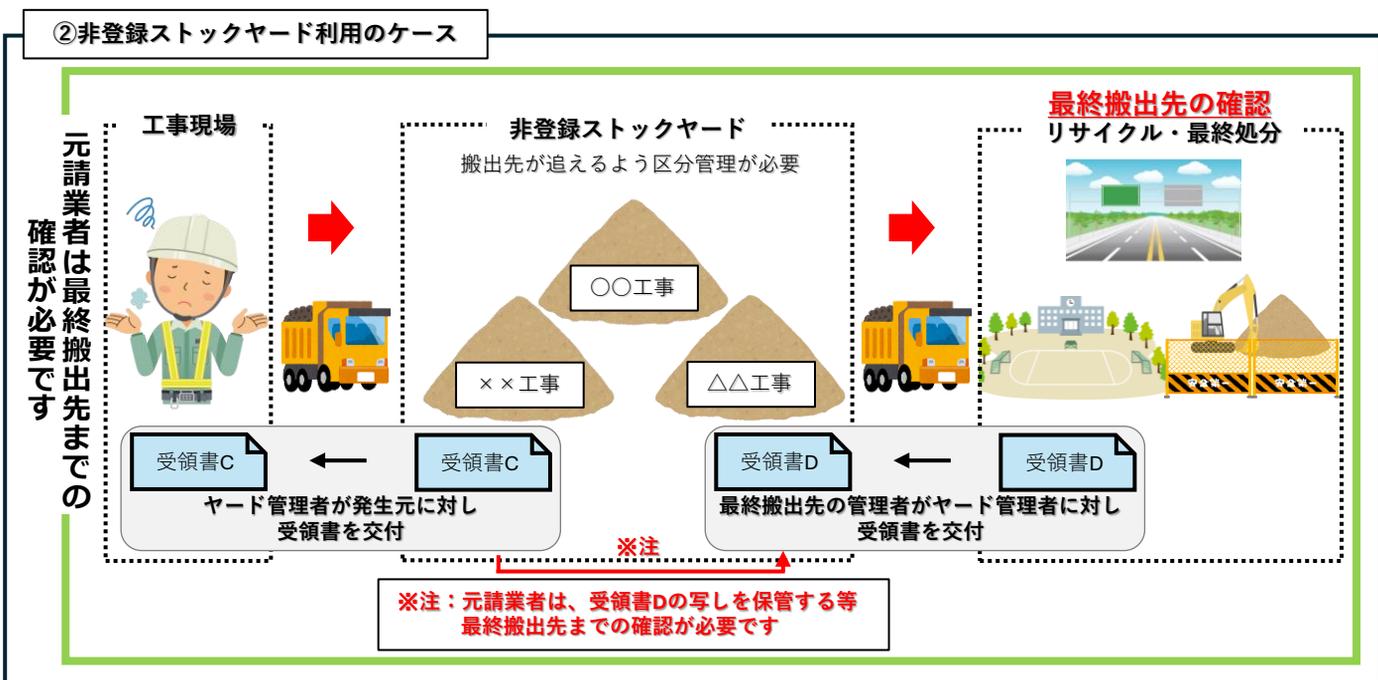
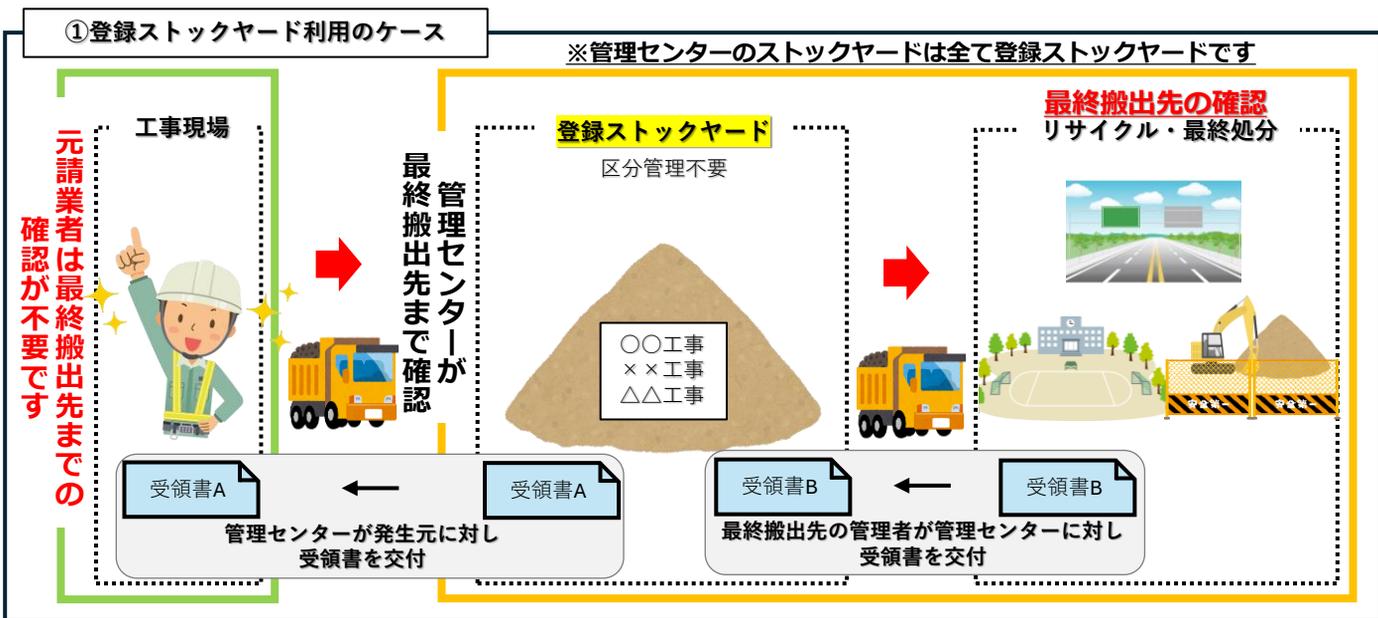


# 茨城県建設技術管理センターのストックヤードをご利用いただくことで 元請業者の負担軽減につながります

建設発生土が適切に利用・処分されることを目的とし、資源有効利用促進法省令が改正されました。令和6年6月以降に契約した工事から、建設発生土を搬出した場合、元請業者による最終搬出先までの確認が義務づけられています。なお、登録ストックヤードに搬出した場合、ストックヤード運営事業者が最終搬出先まで確認を行うため、元請業者による確認は不要となります。



【注意事項】

- 県や市町村等が管理する仮置き場は登録ストックヤード同様の扱いとなるため、土地の管理者は新たに受領書Aの交付や受領書Bの受領が必要となります。
- 資源有効利用促進法に基づく取り組みに対し不十分と判断された際、指導、助言、勧告、公表、命令、罰則の行政措置を取られます。規定命令に違反した場合、50万円以下の罰金が科せられます。（※その他、罰則規定がございます）



管理センター  
Webサイト



資源有効利用促進法  
(国交省Webサイト)



一般財団法人

茨城県建設技術管理センター

IBARAKI Construction Technology Center.

運営事業者登録番号：08000006

茨城県建設技術管理センター



お問い合わせ先：029-227-5222

(一財)茨城県建設技術管理センター  
建設副産物リサイクル事業部

<http://www.ibakengi.or.jp/>